# 公正競争確保の在り方に関する検討会議 第1回会合 事務局説明資料

令 和 2 年 1 2 月 3 日 事 務 局

# 検討の背景と目的

### NTT再編成等の経緯

- 公社の独占事業であった電気通信事業を民営化し、競争原理の導入を図るため、1985年に通信を自由化。
- 電気通信市場における公正有効競争の実現、NTTの巨大・独占性の弊害を可能な限り改善しNTTの経営の向上を図る等の観点から、移動体通信業務の分離やNTTの再編成等を進めるとともに、公正競争要件を設けてきた。

### 累次の制度整備

累次の電気通信事業法改正等による公正競争確保

- ▶ 接続に関する規制(接続約款、接続会計等)
- 一定の行為の禁止(禁止行為規制、特定関係事業者制度等)
- ➢ 機能分離 等

### 近年の環境変化

電気通信市場を取り巻く環境の変化

- ▶ 携帯電話やブロードバンドの普及
- > 事業者間競争の進展
- > 国際的な競争の激化 等

### 直近の状況等

- NTTはNTTドコモの完全子会社化を目的としたTOBを実施(2020年11月17日成立)。今後、NTTコムを含む グループ会社との連携強化についても検討予定。
- 一方、競争事業者はNTTドコモの完全子会社化について、公正競争上の懸念を表明。2020年11月11日、KD DI、ソフトバンク、楽天モバイル等28者は、NTTドコモの完全子会社化に係る意見申出書を総務大臣に提出。
- 累次の制度整備や市場環境の変化等を踏まえながら、電気通信市場における公正競争の確保等の観点から、必要な方策等について検討を行う。

# 主な検討事項(案)

## 主な検討事項(案)

- (1)電気通信市場を巡る環境変化等について
- (2)グループ経営の強化等に伴う市場への影響について
- (3)(1)及び(2)を踏まえた公正競争確保に関する方策等について

(想定される検討の視点)

- ⇒具体的な公正競争上の問題点としてどのようなものがあるか
- ⇒現行制度において見直すべき点はないか
- ⇒現行制度の運用・検証等において見直すべき点はないか
- ⇒その他公正競争確保等の観点から必要な方策として何かあるか 等

### スケジュール

12日	2021年1日	2 日	2 日
12月	2021年1月	2 <i>H</i>	3Я

第1回(12/3) 第2回(12/25)

NTTヒアリング②

事業者ヒアリング、論点整理等を実施

年度内 とりまとめ(予定)

事務局説明 NTTヒアリング(1)

競争事業者ヒアリング①

# (参考) NTTによるNTTドコモの完全子会社化の概要

### 完全子会社化の概要等

- 2020年9月29日TOB(株式公開買付)開始の公表。買付期間:9月30日(水)~11月16日(月)
  - 買付価格: 3,900円/株、買付総額: 約4.3兆円
    - ※開始時点のNTT持株会社の議決権所有割合は66.21%
- ➤ 2020年11月17日TOB成立の公表
  - ・TOB成立によりNTT持株会社の議決権所有割合は91.46%
- ➤ 2020年11月27日にNTTドコモ取締役会において売渡請求の承認を決議
  - ・2020年12月25日にNTTドコモは上場廃止予定
  - ・2020年12月29日にNTT持株会社がNTTドコモの全株式を取得予定

#### 子会社化の目的等

> NTTドコモの競争力強化・成長、NTTグループ全体の成長

NTTドコモは、NTTコミュニケーションズ・NTTコムウェア等の能力を活用し、新たなサービス・ソリューション及び6Gを見据えた通信基盤整備を移動固定融合型で推進し、上位レイヤビジネスまでを含めた総合ICT企業へと進化

- ▶ 取り組みを通じた社会への貢献
  - ①産業の国際競争力の強化
    - ・世界で利用される情報通信機器・ソフトウェア・サービスの開発・展開、・情報通信国際標準への貢献
  - ②社会的課題の解決
    - デジタル化、スマート化の普及促進、・地域社会・経済の活性化
  - ③安心・安全な通信基盤の確保
    - ・事業継続性の向上、情報通信の災害時の強靭化、サイバーセキュリティの強化
  - ④情報通信産業の発展と顧客満足度の高いサービスの実現
    - ・より使いやすく、安価なサービス・料金の提供

# (参考)電気通信事業法第172条に基づく意見申出について

- 電気通信事業法第172条第1項により、電気通信事業者等の業務の方法等に苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し意見の 申出をすることができる。
- 2020年11月11日、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル等28者は、NTTドコモの完全子会社化に係る意見申出書を総務大臣に提出。

### 意見申出書の概要

- 提出日 2020年11月11日
- 申出事業者 28者

KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、IDCフロンティア、アットアイ、EditNet、オーシャンブロードバンド、沖縄セルラー電話、沖縄通信ネットワーク、オプテージ、関西ブロードバンド、QTnet、Coltテクノロジーサービス、ZIP Telecom、ソラコム、中部テレコミュニケーション、TAM、徳之島ビジョン、(有)ナインレイヤーズ、新潟通信サービス、(一社)日本ケーブルテレビ連盟、ビー・ビー・バックボーン、ビッグローブ、北陸通信ネットワーク、北海道総合通信網、UQコミュニケーションズ、LINEモバイル、Wireless City Planning

- 申出対象の電気通信事業者 NTTドコモ、東日本電信電話、西日本電信電話、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、エヌ・ティ・ティ・コムウェア
- 申出の概要

NTT持株がNTTドコモを完全子会社化することにより、申出対象事業者の業務の方法が、現在又は将来において、公正競争上の問題を引き起こし、競争事業者が実質的に排除されることによって、利用者料金の高止まりやイノベーションの停滞が起こるなど、利用者利益を損なう。

⇒ <u>総務省において、公正な競争環境を確保するための厳格な措置を講じ</u>、措置の対象事業者に対して当該担保措置の遵守・履行を指導・徹底することで、業務の方法の改善を求める。

なお、業務の方法の改善に当たり、以下の対応を要望。

- 1. 競争事業者等のステークホルダーを含めた公開の場での議論
  - ・従来の公正競争要件と今回のNTTドコモ完全子会社化との関係について、議論に先立ち総務省の見解を公表
  - ・議論に必要なNTTグループの具体的なデータ・考え方等を開示
  - 情報通信審議会又は同等の場において公開の場で議論・検討
- 2. 公正な競争環境確保のための担保措置
  - ・NTT持株によるNTTドコモ完全子会社化に伴う必要な公正競争の担保措置を策定
  - ・措置の対象事業者に対して、当該措置の遵守・履行を指導・徹底
  - ・措置の対象事業者に対して、遵守・履行状況の報告を求め、総務省が確認結果を公表

# 参考資料

# 1 市場の動向

# NTTの組織の変遷

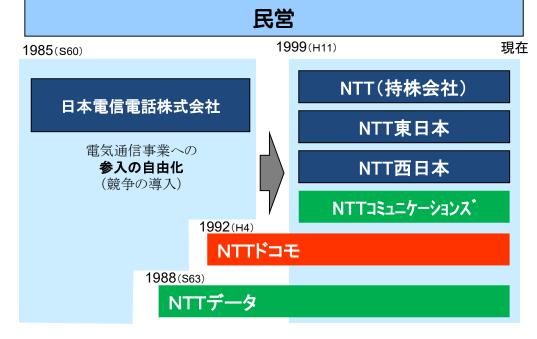
### 公社

1952(s27)

#### 日本電信電話公社

国際電信電話業務は、国際電信電話株式会社 (KDD)に移管(1953年)





#### 【公社時代】

- ・1952(S27)年、し烈化する電話の需要に対処する ため、国家財政の枠を脱した拡充資金の調達を図り、 電信電話事業を合理的かつ企業的に経営すること を目指して公社化。
- ・ 二大目標の達成に向け、数次にわたる5ヵ年計画を 遂行し経営を推進。
- ①加入電話の積滞解消
- → 1978(S53)年達成
- ②全国自動即時化
- → 1979(S54)年達成

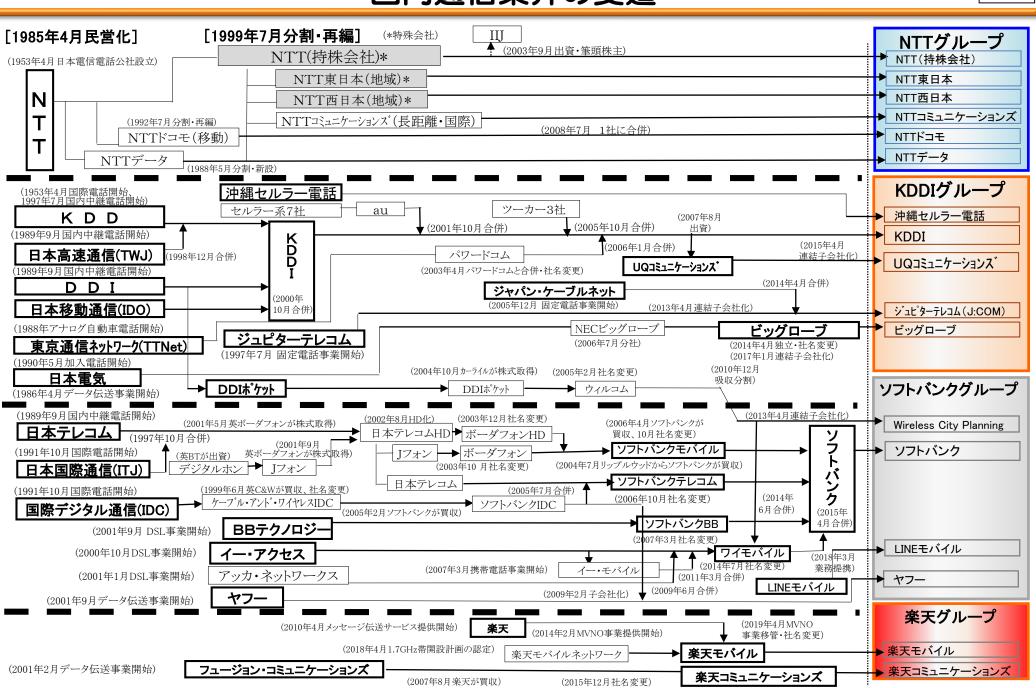
#### 【民営化と競争の導入】

- ・ 1985 (S60)年、経営の自主性を付与することにより、創意工夫を発揮し、効率的な事業運営を可能とするため、公社を民営化。
- ・ユーザニーズの高度化・多様化、技術 革新に伴う自然独占性の希薄化、技術 的統一性の必要性の減少等に対応し て、電気通信事業分野へ民間活力を 積極的に導入(競争導入)。
- ・1988年(S63)年、データ通信事業の分 離。
- ・1990年(H2)年、電気通信審議会答申 を受け、**移動体通信業務の分離**を政府 決定、1992年(H4)、公正競争要件とし て**出資比率の低下等**

#### 【再編成】

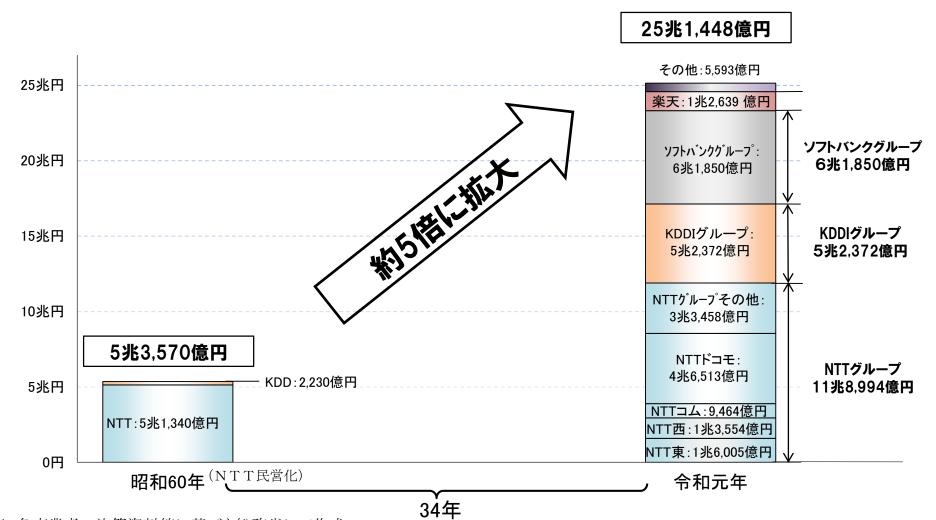
- ・ 1999 (H11)年、NTTを持株会社、 東西地域会社、長距離国際会社 の4社に再編成
- 公正競争の促進を図るとともに、 NTTの国際通信業務への進出を 実現することにより、国民の電気通 信サービスに対する多様な需要へ の対応を可能とする。

# 国内通信業界の変遷



# 主要電気通信事業者の売上高の状況

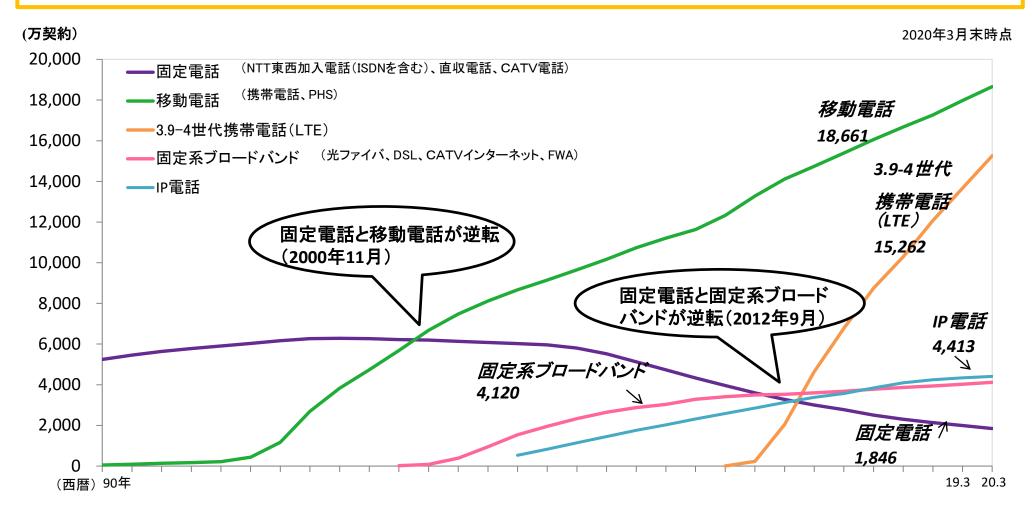
- 1985年(昭和60年)から、主要な電気通信事業者の売上高は約5倍に拡大。
- NTTグループのほか、KDDIグループ、ソフトバンクグループ等も売上の拡大に貢献。



- ※ 各事業者の決算資料等に基づき総務省にて作成。
- ※ 国内事業者(国内事業者の海外子会社を含む)が海外で行う事業の売上を含む。
- ※ その他には、「電力系通信事業者」「スカパーJSAT㈱」を含む。

# 電気通信サービスの契約数の推移

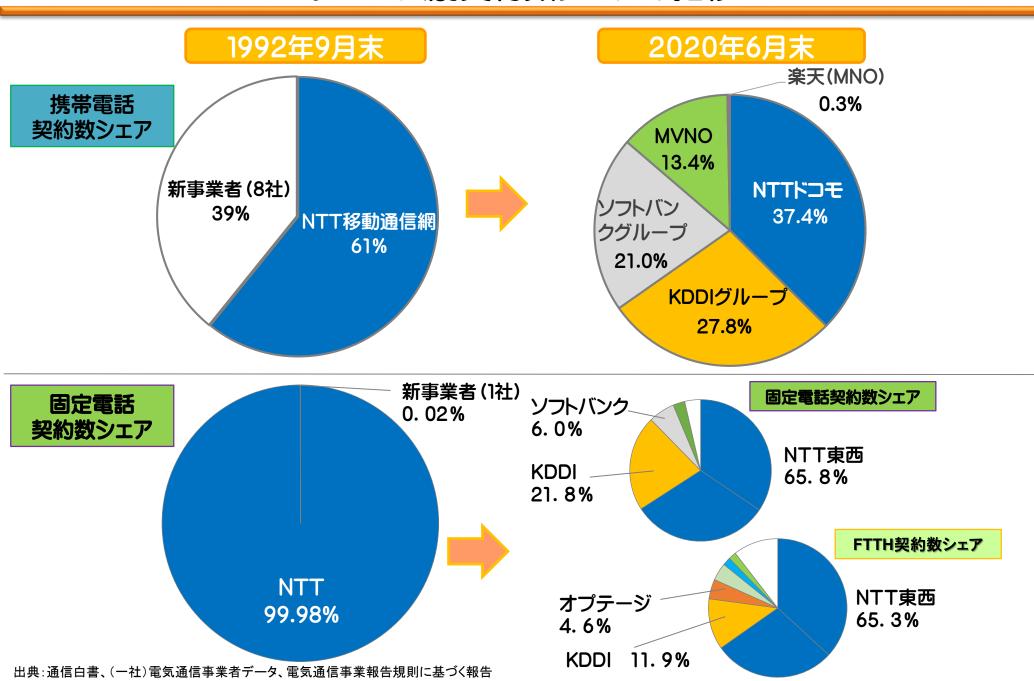
- 固定電話契約数は、**2012年(平成24年)9月に固定系ブロードバンドに逆転**され、1997年(平成9年)11月のピーク時(6,322万件)の約3.0割に減少(1,846万契約)。
- 移動電話の契約数は、2000年(平成12年)11月に固定電話契約数を抜き、**1億8,000万契約**を超える。



注1:各年は3月末時点の数字。

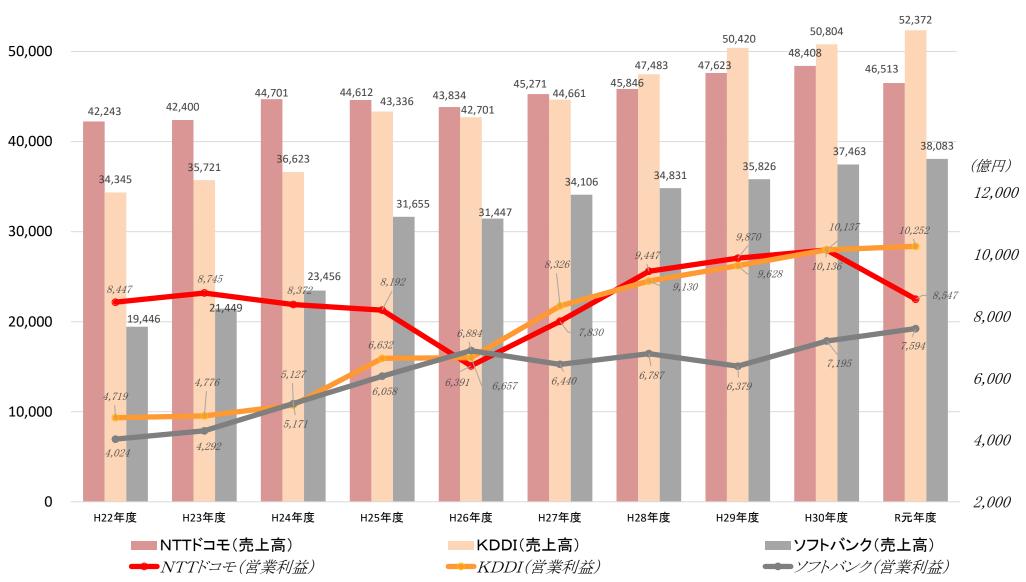
注2:移動電話は、2013年度第2四半期以降、グループ内取引調整後の契約数。

# サービス別契約数シェアの推移



# MNO3社ごと売上高・営業利益の推移

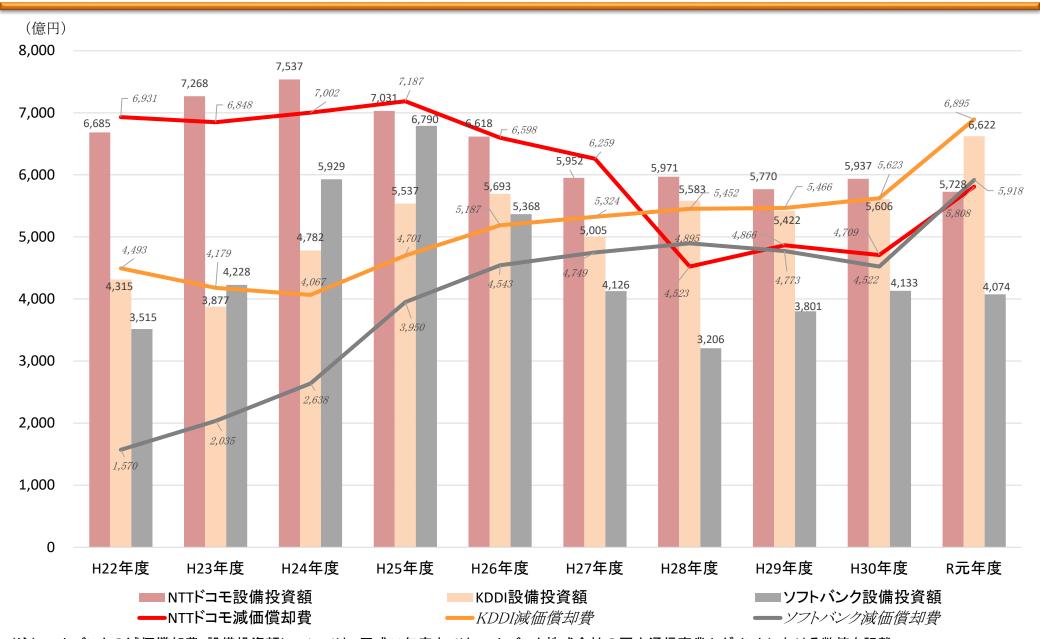




(注)売上高は左目盛、営業利益は右目盛

(注)ソフトバンクについては、平成26年度まではソフトバンク株式会社(現 ソフトバンクグループ株式会社)の移動通信事業セグメント(H26年度は国内通信事業セグメント)における売上高及びセグメント利益を記載。R元年度はヤフー事業セグメントを除く。 出所:各社決算資料を基に総務省作成

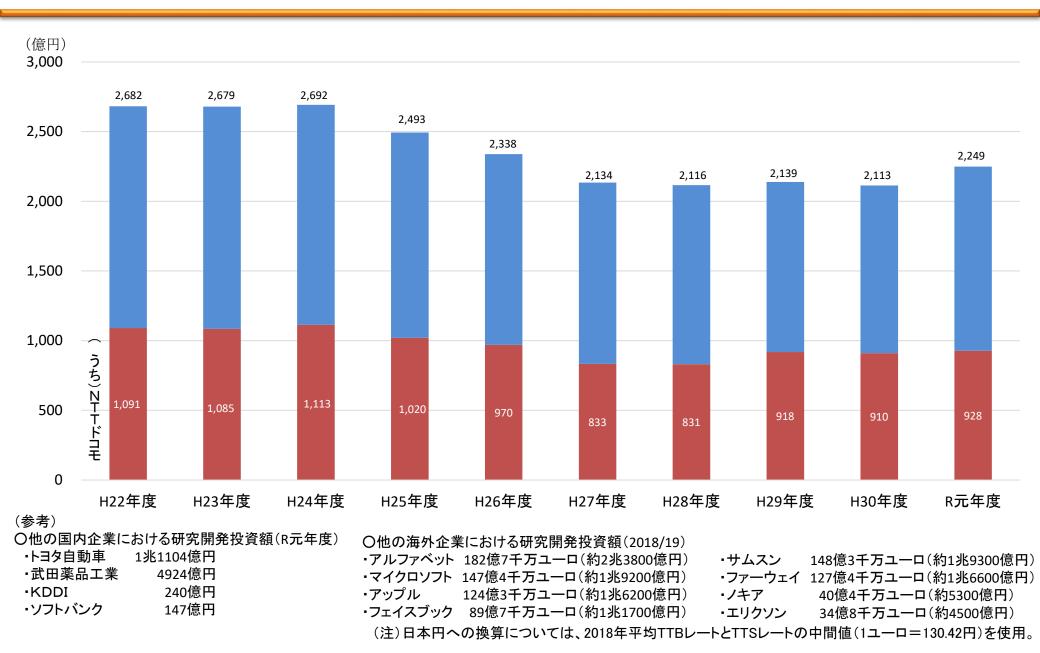
# MNO3社ごと設備投資額・減価償却費等の推移



(注)ソフトバンクの減価償却費・設備投資額については、平成28年度まではソフトバンク株式会社の国内通信事業セグメントにおける数値を記載。

出所:決算資料等を基に総務省作成

# NTT (連結)の研究開発投資額の推移



出所: 各社決算資料、The 2019 EU Industrial R&D Investment Scoreboard等を基に総務省作成

# NTTグループの概要

# NTT持株会社(上場会社)

【社長】澤田 純 (さわだ じゅん)

【株式政府保有比率】 33.33%

【連結】売上高 :11兆8,994億円

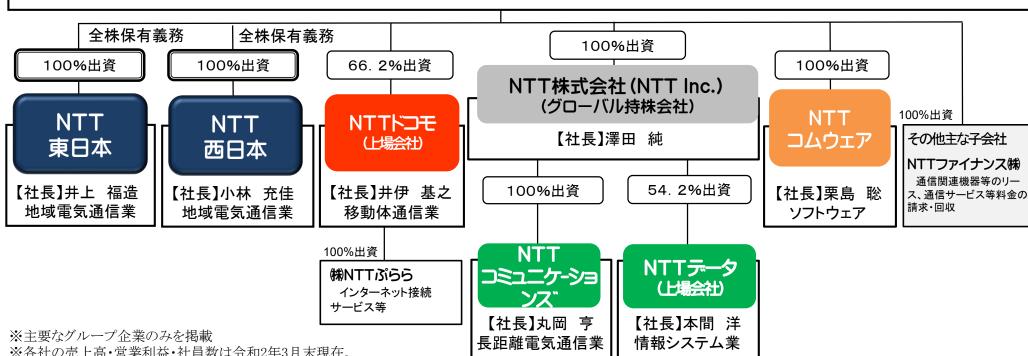
営業利益:1兆5,622億円

人員数: 319,050人(うち、国内拠点183,850人)

【NTT持株単体】 売上高:6,497億円

営業利益:5,103億円

人員数: 2,500人



- ※各社の売上高・営業利益・社員数は令和2年3月末現在。
- ※社長名は、令和2年12月1日現在
- ※その他の情報は、令和2年9月末現在
- ※出資割合については発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合で記載
- ※数値は四捨五入にて記載

# KDDIグループの概要

## KDDI(上場会社)

【代表取締役会長】 田中 孝司(たなか たかし)

【代表取締役社長】 髙橋 誠(たかはしまこと)

【連結】売上高: 5兆2,372億円

営業利益: 1兆252億円

社員数: 44.952名 Tomorrow, Together

おもしろいほうの未来へ。







J:COM

固定通信事業

社長:仲地 正和

**OTNet** 

固定通信事業·CATV事業· MVNO事業

社長:石川 雄三

ジェイコムウェスト等の子会社

MVNO事業 (2020年11月設立)

社長:秋山 敏郎

- ※主要なグループ企業のみを掲載
- ※各社の売上高・営業利益・社員数・出資比率は令和2年3月末現在
- ※その他の情報は令和2年11月現在

# ソフトバンクグループの概要

# ソフトバンクグループ(上場会社)

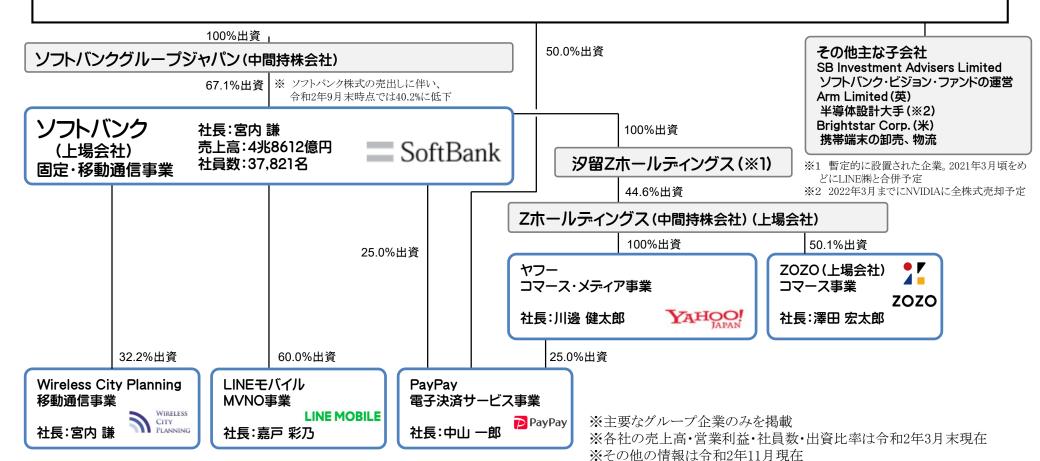
【代表取締役会長 兼 社長】 孫 正義(そん まさよし)

【連結】売上高: 6兆1851億円

営業利益: ▲1兆3646億円

社員数: 80,909名





# 楽天グループの概要

## 楽天(上場会社)

【代表取締役会長 兼 社長】 三木谷 浩史(みきたに ひろし)

【連結】売上高: 1兆2639億円

営業利益: ▲727億円

社員数: 20,053名

Rakuten

モバイルセグメント

売上高:1198億円

利益:▲601億円 社員数:1.485名

100%出資

### 楽天モバイル

- 移動通信サービス
- ・光ブロードバンド回線サービス

社長:山田 善久

**Rakuten** Mobile

100%出資

100%出資

#### 楽天コミュニケーションズ

- ・ IP電話サービス
- ・クラウドサービス

社長: 金子 昌義

Viber Media (ルクセンブルク)

- ・ モバイルメッセージングサービス
- ・ VolPサービス

社長:ジャメール・アゴゥア

#### フィンテックセグメントの主な連結子会社

楽天カード

楽天銀行

楽天証券

楽天損害保険

楽天生命保険

### インターネットサービスセグメントの主な連結子会社

Ebates (米)

オンライン・キャッシュバックサービス

Rakuten Kobo (カナダ)

電子書籍サービス

RAKUTEN MARKETING(米)

パフォーマンス・マーケティングサービス

- ※主要なグループ企業のみを掲載
- ※各社の売上高・営業利益・社員数・出資比率は令和元年12月末現在
- ※その他の情報は令和2年11月現在

# 2 制度整備状況

# NTTグループ主要会社設立時の公正競争要件

### 1988 (S63) 年 NTTデータへの事業譲渡

データ通信事業の分離について(1988年4月日本電信電話株式会社報道発表)

- ◆ NTTの出資比率の低下
- ◆ 転籍による社員の移行
- ◆ NTTによる新会社への回線提供の他事業者等との無差別公平性の確保
- ◆ NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止、第三者と同等の取引条件の確保
- ◆ NTT·新会社の共同調達の禁止

### 1992 (H4) 年 NTTドコモへの事業譲渡

日本電信電話株式会社の移動体業務の分離について(1992年4月郵政省報道発表)

- ◆ 可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築
- ◆ NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止
- ◆ 転籍による社員の移行
- ◆ NTTの出資比率の低下
- ◆ NTT・新会社の共同資材調達の禁止

(※)ここでいうNTTは再編前のNTTであるが、NTTドコモとNTTとの間の公正競争条件は、再編後の地域会社(NTT東西)との間においても同様に適用される(H9年12月4日郵政省「日本電信電話株式会社の再編成に関する基本方針の公表」より))

### 1997 (H9) 年 NTTコムウェアへの事業譲渡

ソフトウェア関連業務の事業化について(1997年3月日本電信電話株式会社報道発表)

- ◆ NTTによる新会社との取引の他事業者等との無差別公平性の確保
- ◆ NTT・新会社の共同資材調達の禁止

### 1999 (H11) 年 持株会社、地域会社及び長距離会社への再編成

日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び 義務の承継に関する基本方針(1997年12月郵政省告示)

- ◆ 地域会社・長距離会社間の役員兼任・在籍出向の禁止
- ◆ 持株会社及び承継会社の短期借入の個別実施
- ◆ 持株会社/地域会社・長距離会社間の共同資材調達の禁止
- ◆ 地域会社・長距離会社間の接続形態・接続条件の他事業者との同等性確保
- ◆ 地域会社・長距離会社間の電気通信役務の提供に関連する取引条件の他事業者との同一性確保
- ◆ 長距離会社は独立した営業部門を設置、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合における条件の他 事業者との同一性確保
- ◆ 地域会社・長距離会社間で提供される顧客情報等の他事業者との同一性確保
- ◆ 持株会社/地域会社が長距離会社に対して行う研究成果に係る情報開示の条件の他事業者との同一性確保

# 電気通信事業に関する制度の変遷

- **一般の事業者**に対しては、自由で多様な事業展開を可能とするため、**新規参入や料金に関する事前規制を** 緩和(現在では、利用者向け料金の事前規制は原則撤廃)する一方で、消費者保護ルールを充実。
- 特定の事業者(主要なネットワークを保有するNTT東西や携帯電話事業者)に対しては、そのネットワークを利用する事 業者が公平な条件等でサービスを提供できるよう、接続ルール\*1等の公正競争ルールを整備。

昭和60年~ (1985年~)



平成9年~ (1997年~)

平成13年~ (2001年~)

平成16年~ (2004年~)

事前規制から利用者視点を踏まえた事後規制へ



平成28年~ (2016年~)

※1 接続ルール:他事業者にネットワークを開放する際に適用される料金・条件等に関して定めた法令の規定。

平成30年~ (2018年~)

令和2年~ (2020年~)

### 競争原理の導入

事業者

般への規律

特定の

事業者へ

**O** 

規律

### ·雷气诵信事業法 の施行

・電電公社の民営化 (NTTの設立)

> 市場の 自由化

ネットワーク

を借りやす

くして多様

な事業者に

よる自由な

事業展開を

促進

#### 参入規制の緩和

需給調整条項の廃止 外資規制の原則撤廃

#### 料金規制の緩和

・料金の認可制→届出制

•プライスキャップ制度(※2)

#### 約款規制等の緩和

•契約約款の認可制→届出制 •接続協定の認可制→届出制 ユニバーサルサービス交

付金制度の導入

紛争処理制度の導入

•接続約款の認可制

固定系への接続

ルールの導入

の導入 •接続会計の導入

アンバンドル(※3)の

### NTTの再編成

義務化

•持株、地域会社(東• 西)、長距離会社(コ ム)に再編

#### 移動系への接続 ルールの導入

•接続約款の届出制 禁止行為規制\*の 導入

\* 特定の事業者に対す る不当に優先的•不利 な取扱いの禁止等

NTT東西の業務範 囲拡大

#### 参入許可制の廃止

•許可制→登録/届出制 料金・約款の事前規

利用者保護の推進

市場支配力の

濫用を禁止

制を原則撤廃

事業の休廃止の周知義務化 提供条件の説明義務 苦情等の処理の義務化

#### 紛争処理機能の拡充 ・対象の拡大(コンテンツプロ

バイダーとの紛争)

安全・信頼性規律の

## 強化

移動系の接続

ルールの強化

•接続会計の導入

固定系の公正競

争ルールの強化

-機能分離の導入等

務規制手続の緩

NTT東西の業

和

# 利用者保護ルールの拡

書面交付・初期契約解除 制度の導入

-不実告知等の禁止 勧誘継続行為の禁止

強化

代理店に対する指導等

### 業務の休廃止の利用 者周知に係る事前届 出制の導入

サイバー攻撃への対 処促進

販売代理店への届出 制度の導入

事業者・販売代理店の 勧誘の適正化

#### 外国法人等に対す る法執行の実効性 の強化

#### モバイル市場 移動系の接続 ルールの更なる の競争の促進

•携帯電話網の接続 ルールの充実

グループ化・寡 占化への対応

•登録更新制の導入 禁止行為規制の緩

卸制度の整備

•卸役務の事後届出 制

•通信料金と端末 代金の完全分離

•行き過ぎた囲い 込みの禁止

るユニバーサ ルサービス (あまね(電話)

NTT東西によ

の提供におけ る他社設備利 用の導入

### 料金低廉化・サービス多様化のための公正競争ルールの整備・強化

# NTTグループに対する法律上の規制枠組み

# 日本電信電話株式会社等に関する法律

(特殊会社(NTT及びNTT東西)に対する規制)

### 責務

- ◇ あまねく電話の提供
- ◇ 研究推進•成果普及



### 担保措置

- ◇ 外資規制(1/3未満)
- ◇ 政府による1/3以上の株式保有 ◇
- 〉 役員選任•剰余金処分認可
  - 業務範囲規制 事業計画認可

# 電気通信事業法

(NTT東西、NTTドコモに対して、市場支配的事業者として、公正競争を阻害しないよう、不当な競争を引き起こすおそれがある行為をあらかじめ禁止している)

### 1.接続に関する規制

- ◇ 接続約款の認可・公表(NTTドコモは届出)
- ◇ 接続会計の整理

等

### 2.一定の行為の禁止

- ◇ 接続情報の目的外利用・提供
- ◇ 事業者間の差別的取扱い

(NTTドコモは、総務大臣が指定する自己の関係法人との間の差別的取扱い)

- ◇ 他事業者(コンテンツプロバイダ、製造・販売業者を含む)に対する不当干渉(NTT東西のみ)
- ◇ 子会社等である事業者との役員兼任(NTT東西のみ)
- ◇ 電気通信設備の設置等に関する他事業者への不利な取扱い(NTT東西のみ) 等

### <u>3. 機能分離等(NTT東西のみ)</u>

- ◇ 設備部門と営業部門との隔離等
- ◇ 業務委託先子会社に対する監督義務

# 禁止行為規制の概要(電気通信事業法第30条)

■ シェアが高く市場支配力を有する事業者 (市場支配的事業者) に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないよう、不当な競争を引き起こすおそれがある行為についてあらかじめ禁止する制度。

<対象事業者>

【固定通信市場】一種指定事業者:NTT東西

【移動通信市場】二種指定事業者のうち、収益シェア等を勘案して\*指定されたもの:NTTドコモ

禁止される行為

(第3項•第4項)

※ 収益シェアが25%を超える場合にその推移その他の事情を勘案

# 接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

#### 【具体例】

他の事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、本来の利用目的を超えて社内の他部門や他社に提供すること



<対象事業者>

【固定】:NTT東西 【移動】:NTTドコモ

### 特定の事業者に対する 不当に優先的・不利な取扱い

#### 【具体例】

特定の事業者\*のみと連携し、排他的な取引をすること

※移動通信市場においてはグループ内の事業者(子会社、 親会社、兄弟会社等であって、総務大臣が指定する者)



<対象事業者>

【固定】:NTT東西 【移動】:NTTドコモ

# 製造業者等への不当な規律・干渉

#### 【具体例】

製造業者・コンテンツ事業者等に対し、他の事業者と取引をしないことを強要すること



<対象事業者>

【固定】:NTT東西 【移動】:なし

#### そのほか、

- ・総務大臣による上記禁止行為の**停止・変更命令**(第5項)
- •禁止行為規制対象事業者に対する電気通信役務に関する

#### 会計整理義務(第6項)

※ NTTドコモについて、不当に優先的な取扱いをし、利益を与えることを禁止する相手方として8社を指定。 東日本電信電話、西日本電信電話、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、NTTぷらら、エヌ・ティ・ティエムイー、 エヌ・ティ・ティブロードバンドプラットフォーム、エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ、 エヌ・ティ・ティメディアサプライ

# 特定関係事業者制度の概要(電気通信事業法第31条)

■ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、他の電気通信事業者との公正競争を確保するため、特定関係 事業者との間において、役員兼任を禁止する等の規律が課されている。

<対象事業者>

一種指定事業者:**NTT東西** 

<特定関係事業者※1>

NTTコミュニケーションズ(平成14年総務省告示第8号により指定※2)

### 禁止される行為

※1 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の①子会社、②親会社、③兄弟会社である電気通信事業者のうち総務大臣が指定する者 ※2 会社形態変化を踏まえて、令和2年7月28日総務省告示第220号により再度指定

### 役員兼任の禁止

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者と、特定関係事業者との間において、役員兼任を禁止(第1項)

### 特定関係事業者に比して 他の電気通信事業者を不利に取扱うことの禁止

接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務(※)についても、特定関係事業者と比して不公平な取扱いを原則禁止(第2項)

- ※ ① 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用、情報の提供
  - ② 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等他の電気通信事業者からの業務の受託

### その他規律

- ·業務の受託を受けた子会社が反競争的な行為を防止するための監督を義務づけ(第3項)
- ・他の電気通信事業者との適切な競争環境を確保するため、**一定のファイアーウォールの整備**を義務づけ(第6項及び第7項)

#### そのほか、

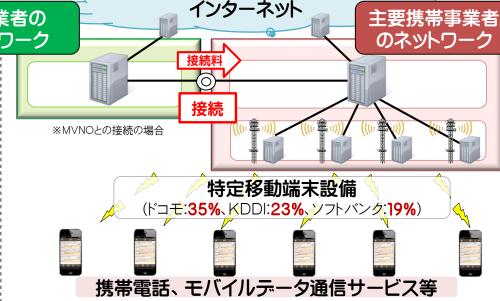
- ・他の電気通信事業者を不利に取扱う行為等に対する総務大臣による停止・変更命令(第4項)
- ・電気通信事業法第31条の規制の順守のために講じた措置及びその実施状況に関する**総務大臣への定期的な報告**を義務づけ(第8項)

# 接続ルール(電気通信事業法第32条~)

- **固定通信**では、**加入者回線系の設備**(光ファイバ等)を経由して通信することが**不可欠**。
- **移動通信**では、**高いシェア**を占める事業者が、他の事業者に対し**強い交渉力**を保持。
- このため、電気通信事業法では、**主要なネットワークを保有する特定の事業者**に対して、接続料等の公平性・ 透明性、接続の迅速性を担保するための規律 (指定電気通信設備制度) 等を課している。

## 固定系(第一種指定電気通信設備制度) インターネット 他事業者の NTT東西の ネットワーク ネットワーク 接続 加入者回線(銅線・光ファイバ) ※光ファイバ等と 接続するケース (NTT東西:**76%**) 固定電話、光ブロードバンドサービス等 都道府県ごとに50%超の加入者回線シェア 指定要件 ⇒ NTT東日本、NTT西日本 接続約款(接続料・接続条件)の認可制 接続関連規制 接続会計の整理義務 網機能提供計画の届出•公表義務

# 移動系(第二種指定電気通信設備制度)



### 指定要件

業務区域ごとに10%超の端末シェア

⇒ NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク WirelessCityPlannning,UQコミュニケーションズ

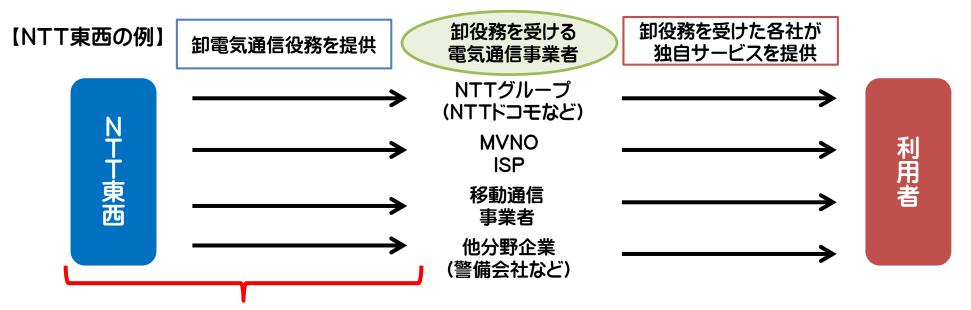
### 接続関連規制

接続約款(接続料·接続条件)\*の届出制 接続会計の整理義務

※ アンバンドル機能、接続料の算定方法等を省合で規定

# 卸電気通信役務の事後届出、整理・公表制度(電気通信事業法第38条の2~)

■ NTT東西の光回線の卸売サービス等、第一種指定電気通信設備・第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信 役務の提供について、事後届出の義務を課すとともに、その届出内容を総務大臣が整理・公表。



### 事後届出の義務

対象 事業者

- ・第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(一種指定事業者)※
  - ※ 固定通信市場で回線シェアが50%を超える電気通信事業者: NTT東西
- ・第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(二種指定事業者)※
  - 移動通信市場で端末シェアが10%を超える電気通信事業者: NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク WCP、UQ

届出内容

### 公正競争への影響が大きい事業者※への卸電気通信役務の料金や提供条件等

፡ 卸元事業者の特定関係法人(5万回線以上の卸先)、50万回線以上の卸先等(省令で規定)。

